髙橋　理恵
稲玉　　祐
新保　裕子
中島伸一郎
下宮　浩幸
吉田　一作

平成２６年（行ツ）第１５５号被上告人・同第１５６号上告人東京都選挙管理委員会指定代理人

谷口　淳二
星野　亮子

平成２６年（行ツ）第１５５号被上告人・同第１５６号上告人神奈川県選挙管理委員会指定代理人

中村佐知子
高橋　卓也

上告人金尾哲也ほか３人，被上告人広島県選挙管理委員会間の選挙無効請求事件について，平成26年11月26日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）

平成２６年（行ツ）第１１１号

判　　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の広島高等裁判所平成25年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について，同裁判所が平成25年12月５日に言い渡した判決に対し，上告人らから上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　　文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理　　由

上告人兼上告代理人金尾哲也ほかの上告理由について

１　本件は，平成25年７月21日施行の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について，広島県選挙区の選挙人である上告人らが，公職選挙法14条，別表第３の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下，数次の改正の前後を通じ，平成６年法律第２号による改正前の別表第２を含め，「定数配分規定」という。）は憲法に違反し無効であるから，これに基づき施行された本件選挙の上記選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

２　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

⑴　参議院議員選挙法（昭和22年法律第11号）は，参議院議員の選挙について，参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人とに区分し，全国選出議員については，全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方，地方選出議員については，その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め，都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとし，各選挙区ごとの議員定数については，定数を偶数としてその最小限を２人とする方針の下に，各選挙区の人口に比例する形で，２人ないし８人の偶数の議員定数を配分した。昭和25年に制定された公職選挙法の定数配分規定は，上記の参議院議員選挙法の議員定数配分規定をそのまま引き継いだものであり，その後に沖縄県選挙区の議員定数２人が付加されたほかは，平成６年法律第47号による公職選挙法の改正（以下「平成６年改正」という。）まで，上記定数配分規定に変更はなかった。なお，昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正（以下「昭和57年改正」という。）により，参議院議員の選挙についていわゆる拘束名簿式比例代表制が導入され，参議院議員252人は各政党等の得票に比例して選出される比例代表選出議員100人と都道府県を単位とする選挙区ごとに選出される選挙区選出議員152人とに区分されることになったが，この選挙区選出議員は，従来の地方選出議員の名称が変更されたものにすぎない。その後，平成12年法律第118号による公職選挙法の改正（以下「平成12年改正」という。）により，比例代表選出議員の選挙制度がいわゆる非拘束名簿式比例代表制に改められるとともに，参議院議員の総定数が10人削減されて242人とされ，比例代表選出議員96人及び選挙区選出議員146人とされた。

⑵　参議院議員選挙法制定当時，選挙区間における議員１人当たりの人口の最大較差（以下，各立法当時の「選挙区間の最大較差」というときは，この人口の最大較差をいう。）は2.62倍（以下，較差に関する数値は，全て概数である。）であったが，人口変動により次第に拡大を続け，平成４年に施行された参議院議員通常選挙（以下，単に「通常選挙」といい，この通常選挙を「平成４年選挙」という。）当時，選挙区間における議員１人当たりの選挙人数の最大較差（以下，各選挙当時の「選挙区間の最大較差」というときは，この選挙人数の最大較差をいう。）が6.59倍に達した後，平成６年改正における７選挙区の定数を８増８減する措置により，平成２年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は4.81倍に縮小し，いわゆる逆転現象（人口又は選挙人数において少ない選挙区が多い選挙区よりも多くの議員定数を配分されている状態）は消滅した。その後，平成12年改正における３選挙区の定数を６減する措置により，平成６年改正後に再び生じたいわゆる逆転現象は消滅し，また，この措置及び平成18年法律第52号による公職選挙法の改正（以下「平成18年改正」という。）における４選挙区の定数を４増４減する措置の前後を通じて，平成13年から同19年までに施行された各通常選挙当時の選挙区間の最大較差は５倍前後で推移した。

しかるところ，当裁判所大法廷は，定数配分規定の合憲性に関し，最高裁昭和54年（行ツ）第65号同58年４月27日大法廷判決・民集37巻３号345頁において後記３の基本的な判断枠組みを示した後，選挙区間の最大較差が6.59倍に達した平成４年選挙について，違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていた旨判示したが（最高裁平成６年（行ツ）第59号同８年９月11日大法廷判決・民集50巻８号2283頁），平成６年改正後の定数配分規定の下で施行された２回の通常選挙については，上掲最高裁昭和58年４月27日大法廷判決（以下「昭和58年大法廷判決」という。）において昭和52年に施行された通常選挙（以下「昭和52年選挙」という。）について判示したところと同様に，上記の状態に至っていたとはいえない旨判示した（最高裁平成９年（行ツ）第104号同10年９月２日大法廷判決・民集52巻６号1373頁，最高裁平成11年（行ツ）第241号同12年９月６日大法廷判決・民集54巻７号1997頁）。その後，平成12年改正後の定数配分規定の下で施行された２回の通常選挙及び平成18年改正後の定数配分規定（以下，平成24年法律第94号による改正前のものを「本件旧定数配分規定」という。）の下で平成19年に施行された通常選挙（以下「平成19年選挙」という。）のいずれについても，当裁判所大法廷は，上記の状態に至っていたか否かにつき明示的に判示することなく，結論において当該各定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえない旨の判断を示した（最高裁平成15年（行ツ）第24号同16年１月14日大法廷判決・民集58巻１号56頁，最高裁平成17年（行ツ）第247号同18年10月４日大法廷判決・民集60巻８号2696頁，最高裁平成20年（行ツ）第209号同21年９月30日大法廷判決・民集63巻７号1520頁）。ただし，上掲最高裁平成18年10月４日大法廷判決においては，投票価値の平等の重要性を考慮すると投票価値の不平等の是正について国会における不断の努力が望まれる旨の，上掲最高裁平成21年９月30日大法廷判決（以下「平成21年大法廷判決」という。）においては，当時の較差が投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって，選挙区間における投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあり，最大較差の大幅な縮小を図るためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨の指摘がそれぞれされた。

⑶　上掲最高裁平成16年１月14日大法廷判決を受けて同年12月１日に参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会の下に設けられた選挙制度に係る専門委員会が，各種の是正案を検討した上で同17年10月に同協議会に提出した報告書では，現行の選挙制度の仕組みを維持する限り，各選挙区の定数を振り替える措置により較差の是正を図ったとしても，較差を４倍以内に抑えることは相当の困難がある旨の意見が示された。また，平成18年改正により同報告書の提案に係る前記４増４減の措置が採られた後，平成20年６月に改めて参議院改革協議会の下に設置された専門委員会においては，同22年５月までの協議を経て，同25年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の見直しの検討を開始することとされ，同23年中の公職選挙法の改正法案の提出を目途とする旨の工程表が示されたものの，具体的な較差の是正が見送られた結果，同22年７月11日，選挙区間の最大較差が5.00倍に拡大した状況において，本件旧定数配分規定の下で２回目となる通常選挙が施行された（以下「平成22年選挙」という。）。

平成22年選挙後，平成21年大法廷判決の指摘を踏まえた選挙制度の仕組みの見直しを含む制度改革に向けた検討のため，参議院に選挙制度の改革に関する検討会が発足し，その会議において参議院議長から上記改革の検討の基礎となる案が提案され，平成23年以降，各政党からも様々な改正案が発表されるなどしたが，上記改革の方向性に係る各会派の意見は区々に分かれて集約されない状況が続き，同年12月以降の同検討会及びその下に設置された選挙制度協議会における検討を経て，同24年８月に当面の較差の拡大を抑える措置として公職選挙法の一部を改正する法律案が国会に提出された。その内容は，平成25年７月に施行される通常選挙に向けた改正として選挙区選出議員に